

# 総務教育常任委員会資料

(平成29年6月12日)

〔 件 名 〕

- ・ 第8回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について  
【人事企画課】・・・1
- ・ 平成29年度第1回鳥取県規制改革会議について【業務効率推進課】・・・18
- ・ 平成29年度県政モニタリング事業について【業務効率推進課】・・・19
- ・ 人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について  
【人権・同和対策課】・・・20
- ・ 鳥取県同和対策協議会の開催結果について【人権・同和対策課】・・・23
- ・ 首都圏における情報発信等について【東京本部】・・・24
- ・ 名古屋における情報発信等について【名古屋代表部】・・・27

総 務 部



## 第8回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について

平成29年6月12日  
 地域振興課  
 福祉保健課  
 環境立県推進課  
 教育総務課  
 行財政改革局人事企画課

鳥取市の中核市への移行を円滑に進めるため、県・市の事務権限の移譲や協力体制等について話し合う協議会（第8回）を開催しましたので、その概要を報告します。

- 1 日時 平成29年6月1日（木） 午後3時～4時  
 2 場所 鳥取市役所本庁舎6階 第1会議室  
 3 出席者 県：野川統轄監ほか関係部局長等  
 市：羽場副市長、田中中核市推進局長ほか関係部局長等  
 ワザバー：西垣岩美町副町長、山本若桜町副町長、金児智頭町副町長、岩見八頭町副町長

### 4 議事及び協議概要

#### (1) 県・市の事務調整状況

##### ア これまでの調整経過及び今後の法定手続き等について

- ・前回の県・市協議会（2/14）後の動きとして、4月12日に鳥取市長が鳥取県知事へ「中核市指定に係る同意の申入れ」を行ったことを報告し、今後の予定を以下のとおり確認した。

〔スケジュール〕（予定）

平成29年6月 県知事が県議会へ「中核市指定に係る同意」の議案提出  
 （県議決で可決された場合）

7月上旬 県知事が市長に、鳥取市が総務大臣に中核市の指定に係る申出をすることへの同意書を交付

7月下旬 鳥取市長が総務大臣に「中核市指定を求める申出」

11月頃 中核市指定政令の閣議決定

平成30年4月1日 鳥取市が中核市に移行

##### イ 県・市の事務調整状況（主なものを抜粋）

区分	調整事項	調整状況・結果	今後の予定
共通事項	住民サービスの維持・向上の取組	連携協約案等の具体的調整を進める。	30年度以降も継続して同様の住民サービスが提供できる仕組みを構築する。
	組織体制・人員体制	事務執行体制について、具体的調整を進める。	
福祉・保健・環境PT（福祉保健関係）	電算システムの初期整備	初期整備に係る県負担金、データ移管方法・時期等について整理。	6月補正予算に計上
福祉・保健・環境PT（環境衛生関係）	事務引継・研修	定例会（週1回程度）を開催し、情報提供・質疑等を実施。	一般大気測定局や犬猫収容施設など県財産移管について、方法・条件を擦り合わせる。
都市計画PT	法定・条例移譲事務	法定移譲事務及び条例移譲事務について、事務概要や事務量等を説明。	県・市担当課間で事務引継を進める。
教育PT	県費負担教職員研修	市に移譲される研修のうち、一部を市が県へ委託。	委託する研修範囲、委託料の算出方法等の協議を進める。

#### (2) 保健所移行実践検討チーム・各ワーキンググループの取組状況

- ・5月26日の第2回保健所移行実践検討チーム会議において、各ワーキンググループが作成した実践計画の実施を決定し、5月下旬以降、当該計画に基づき研修・訓練等を実施中である。
- ・研修・訓練等の状況を踏まえ、7月下旬を目安に第3回チーム会議を開催予定である。

### (3) 関係団体等への説明状況

- ・平成 29 年 3 月以降、県・市において、関係機関・団体等の各種会合、イベント等を通じて中核市移行に関する説明会等を実施中である。(計 14 回：延べ約 400 名)
- ・市では、市報の中で中核市コーナーを設け、毎月情報提供を行っている。

### 5 主な発言・意見等

- ・中核市指定の申出に関する県同意について、6 月議会で提案することとしている。これまでの 3 年間で検討してきたプロセスと併せ、先頃立ち上げた保健所移行実践検討チームで、机上での検討から現場での実践に移し、実際に保健所業務を経験してみることでスムーズな移行に繋がっていくということをお示しして、ご理解を賜るよう努めたい。
- ・市は、今回初めての予算編成となるので、通常の当初予算より早めに県市で予算の摺合せを行っていただきたい。
- ・県の事務所に長期研修に来ている市職員からは、県の電子決裁システムや電子会議室による情報共有が非常に良いとのことだったので、市の体制整備の参考にして頂きたい。
- ・市からの派遣職員が会議の資料作成や、研修講師として頑張っている。今後も県としても全面的にバックアップをしていきたい。
- ・関係団体・事業者の組合向けの説明だけでは、未加入の業者に内容が伝わらないケースが出てくるため、許可の更新前の案内や講習会等の機会を使い、各業種向けの個別の説明資料を作って、説明することを PT 等でご相談させて頂きたい。

### 6 今後の予定

- ・第 9 回県・市協議会を 8 月に開催する予定であることを説明した。

#### <想定される協議内容案>

- ・保健所移行実践検討チーム会議、ワーキンググループでの実践状況や実践により見えてきた課題、対応状況
- ・11 月議会に附議予定の県市間の連携協約、事務の委託、条例改正等

#### 【添付資料】第 8 回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会配付資料

- 資料 1 これまでの調整経過及び今後の法定手続き等について
- 資料 2 県・市の調整状況(中核市移行支援 PT・部会)
- 資料 3 保健所移行実践検討チーム・各ワーキンググループの取組状況
- 資料 4 関係機関・各種団体等への説明状況について

これまでの調整経過及び今後の法定手続き等について

平成29年6月1日

鳥取市中核市推進局

鳥取県地域振興部地域振興課

1 調整経過

平成26年6月10日 鳥取市長が中核市移行を表明

平成26年6月23日 鳥取市長から知事へ鳥取市の中核市移行に向けた協力要請



東部圏域の実情を踏まえ、県・市が連携して対処できる体制を確保



平成26年8月4日～鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会を設置(県・市/4町はオブザーバー)

平成29年2月まで7回の協議会を開催。円滑な事務移譲と協力体制等について協議を重ね、中核市移行の法定手続きに向けた準備を進めているところ。

なお、平成27年3月から7月にかけて、鳥取県東部の保健所のあり方検討会(県・4町/市はオブザーバー)において協議検討を進め、鳥取市へ保健所事務を委託する方向で準備を進めることとした。

平成29年1月25日 中核市及び保健所政令市移行に係る国事前ヒアリング(総務省、厚生労働省)

平成29年3月24日 鳥取市議会において、「中核市指定の申出」議案が賛成多数で可決

平成29年4月12日 鳥取市長が中核市指定の申出に係る県知事への同意の申入れ

平成29年4月13日 保健所移行実践検討チーム立ち上げ

県から市へ保健所移行後もより良い住民サービスが提供できるよう、市職員の移管事務の習得、スキルアップのための研修方針を決定し、事務分野ごとに設置するワーキンググループにおいて、研修等を実施。

2 今後の予定

平成29年6月 県知事が県議会に「中核市指定に係る申出の同意」議案を提出  
(県議会で可決された場合)

7月上旬 県知事が市長に、鳥取市が総務大臣に中核市の指定に係る申出をすることへの同意書を交付

7月下旬 市長が総務大臣に「中核市指定を求める申出」

11月頃 総務大臣が中核市に指定する政令を立案し、閣議決定により政令が成立  
⇒「鳥取市」が中核市に指定

平成30年3月 県から鳥取市への事務引継ぎ完了

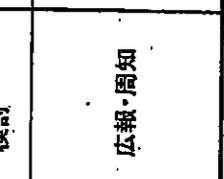
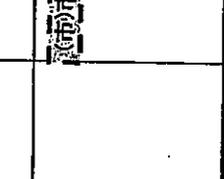
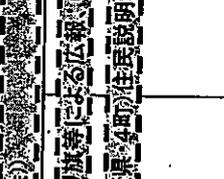
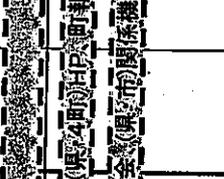
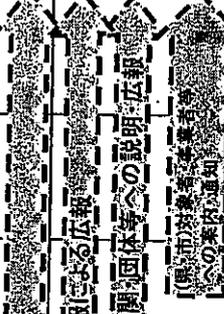
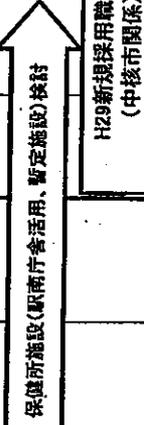
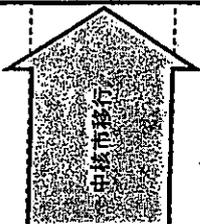
平成30年4月1日 鳥取市が中核市に移行

鳥取市の中核市移行スケジュール（見込み）

参考資料

平成29年6月1日 現在  
鳥取県、鳥取市

区分	平成26年度		27年度		28年度			29年度			30年度		
	上期	下期	上期	下期	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	
中核市移行手続							1/25 事前協議(セリング) 【総務省】 【厚生労働省】						
国													
鳥取市													
(市議会)													
鳥取県													
(県議会)													
市保健所													
職員体制													
人材育成													
県・市協議会 (PT・部会)													
保健所あり方 検討													
広報・周知													



【今後の県・市協議会での協議】  
○施設・設備等の整備計画 ○人材確保対策  
○財政的影響 ○災害医療体制

【(県)市協議会での協議】  
○施設・設備等の整備計画 ○人材確保対策  
○財政的影響 ○災害医療体制

## 県・市の事務調整状況（共通事項）

平成29年6月1日

鳥取市中核市推進局

鳥取県地域振興部地域振興課

## 1 共通事項

調整事項	調整状況・結果	今後の予定
事務引継	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業担当課間で、事務引継書・マニュアル、予算関係資料等を提供。</li> <li>・ 4月13日に設置した保健所移行実践検討チーム・各WGで、実践計画による実務研修を体系的に実施することとした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年度末の事務集中、年度をまたぐ許認可事務等の処理方法をWGで確認し、関係事業者等への事前周知を徹底する。</li> </ul>
予算編成・費用負担等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の中核市（他府県）の例も参照し、権限移譲交付金や委託経費に係る方針を調整。（H30当初予算要求目途）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民サービスを維持継続するため、県市で効果的効率的な事務執行に取り組む。</li> <li>・ H28年度県決算額をベースに調整を行い、県市間で費用負担の確認を実施。</li> </ul>
例規・附属機関等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の条例制定等に向け、県市間で基準等の摺り合わせを行い条例案等を作成。（H29. 8～9月：市において条例整備に係る市民政策コメントを実施予定）</li> <li>・ 県・市間の水準維持や効果的効率的な事務執行を行うため、県市間で審議会の運営方法等について調整を行う。（H29. 12月議会目途）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の他圏域とのサービスに差異が生じないように取扱いや基準等の調整を行う。</li> <li>・ 同種の事務執行について、県市間で連携共同執行等の検討を併せて実施する。</li> </ul>
施設・設備・備品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備品等リストの現物確認・照合（H29. 5/15, 19）</li> <li>・ 譲渡や貸付け等により対応する方向で具体的手続きを進める。</li> <li>・ H29年度に市が導入整備する電算システムの県財政負担を調整。県で補正予算要求（H29. 6月議会）</li> <li>・ 市の入札・導入整備にあわせ県システムからのデータ移管・運用テスト等を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県市間で調整し、二重投資を避け、既存施設や資機材、備品を有効活用し、無駄なく事務処理体制を整備する。</li> </ul>
災害発生時の危機管理対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東部圏域の医療救護体制、感染症等の健康危機管理対応、災害時の広域対応など計画マニュアルの改定整備を行うとともに訓練実施を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不測の事態を想定し、従前どおりの危機管理対応が行えるよう体制整備する。</li> </ul>

調整事項	調整状況・結果	今後の予定
住民サービスの維持・向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携協約案、事務委託規約案などの具体調整を開始。</li> <li>・窓口変更（30年度以降の県の相談窓口を含む）の案内や住民周知を県、市、4町で連携協力して実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30年度以降も継続して同様の住民サービスが提供できる仕組みを構築する。</li> </ul>
組織体制・人員体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課の事務執行体制（配置人員、専門職員の配置等）について、個々の事務分掌なども考慮しながら調整を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30年度以降も継続して同様の住民サービスが提供できる体制を整備する。</li> </ul>
人材確保・職員研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員の長期派遣研修の実施</li> <li>・保健所移行実践検討チーム及びワーキンググループでの現場研修等の実施。</li> <li>・鳥取市職員研修会の開催（5/24, 25）</li> <li>・平成30年度以降の市の職員体制（県から市への職員派遣含む）について、職種や職責、年齢構成等も考慮しながら調整を進める。（H29.12月目途）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少数専門職種については、人材確保策を検討の上、実施する。</li> <li>・県内他圏域との業務水準に差異が生じないよう県市間の人事交流も含めて検討。</li> </ul>

## 2 中核市移行支援PT・部会

<p>保健衛生・環境(福祉保健部関係)</p>	<p>◀調整状況▶</p> <p>【電算システムの初期整備】</p> <p>○ 鳥取市において、事務効率化のために導入を予定している電算システムに、個別事務ごとに導入の可否を確認検証し、導入経費の県負担、県から市へのデータ移管の方法・時期等について調整を行い、県において6月補正予算要求を行った。</p> <p>(県負担を行うシステム等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳等発行システム、衛生総合情報システム(肝炎及び難病等医療費等助成事務、再生医療等製品販売業許可事務)及び基盤サーバ</li> </ul> <p>【事務の引継ぎ】</p> <p>○ 各事務所管課において、市へ移譲等される事務の事務引継書、予算要求書等の情報提供を行い、他県の事例も参考に準備を進めている。</p> <p>【研修】</p> <p>○ 平成29年4月から東部福祉保健事務所で、鳥取市職員5名が1年間にわたる研修を開始。(うち保健師1名は28年度から継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5名はそれぞれ移譲対象の事務を分担し、実際に業務を行っている。2ヶ月経過したが、概ね順調に業務を遂行。</li> </ul> <p>○ 保健所移行実践検討チームにより上記以外の鳥取市職員向けの研修計画を策定、計画に沿って随時実施予定。</p> <p>◀今後の作業・調整項目▶</p> <p>○ 年度末事務処理の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請期限が3月末、申請時期が3月末から4月上旬に集中する許認可事務等に係る、広報周知や事務手続きを調整。保健所移行実践検討チームのWGの中で確認、詰めていくこととしている。</li> </ul> <p>○ 災害時のマニュアル作成等について、鳥取市における作業進捗にあわせて、規定・記載内容の詳細調整を行い、整備を行う。</p>
<p>保健衛生・環境PT(生活環境部関係)</p>	<p>◀調整状況▶</p> <p>【事務の引継ぎ】</p> <p>○ 県・市の移譲事務所管課が定例的に打合せの機会を持ち(週1回程度)、以下の事項等について準備を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が事務を行うために必要な情報の提供・質疑(条例・基準・計画・予算・情報共有など)</li> </ul> <p>【研修】</p> <p>○ 平成29年4月から東部生活環境事務所で、鳥取市職員3名が1年間にわたる研修を開始。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3名はそれぞれ移譲対象の事務を分担し、実際に業務を行っている。2ヶ月経過したが、概ね順調に業務を遂行。</li> <li>○保健所移行実践検討チームにより上記以外の鳥取市職員向けの研修計画を策定、計画に沿って随時実施予定。</li> </ul> <p>◀今後の作業調整項目▶</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市保健所等の組織の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織体制、専門職員の確保、県・市の連携・県全体の保健所業務の水準の一致等について、人事部局等と連携を図りながら成案を得る。</li> </ul> </li> <li>○広域にわたる事業活動の許可など <ul style="list-style-type: none"> <li>・中核市移行後も許可などの手続きがスムーズに行われ、事務の適正な実施を担保できるよう検証しつつ成案を得る。</li> </ul> </li> <li>○県有施設の使用・譲渡 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般大気測定局や犬猫収容施設など県財産移管について、方法・条件をすりあわせる。</li> </ul> </li> </ul>
<p>都市計画 P T</p>	<p>◀調整状況▶</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○法定移譲事務（3法令）及び条例移譲事務について、事務の概要や事務量等について説明済。特段の課題なし。</li> </ul> <p>(法定移譲事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①屋外広告物法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告業登録事務については、県と市の二重に発生する事務の効率化及び事業者の負担軽減を考慮し、特例制度を設けることとした。</li> <li>⇒県に登録された業者は、市に対して届出をするだけで登録したものとみなされる。</li> <li>・屋外広告物講習会は県と市の共催で実施することとし、申込みを受け付けた県又は市が受講料徴収及び修了証交付を行うことを確認済み。</li> </ul> </li> <li>②高齢者の居住の安定確保に関する法律</li> <li>③建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</li> </ul> <p>(条例移譲事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①土地改良法</li> </ul> <p>◀今後の作業▶</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き、県・市担当課間で事務引継を進める。</li> </ul>

教育PT	【県費負担教職員の研修関係】
	<p>◀調整状況▶</p>
	<p>○市に移譲される研修のうち、一部については市が県に委託して実施する。</p>
	<p>◀今後の作業▶</p>
<p>○市が県に委託する研修の範囲、委託料の算出方法等について協議を進めていく。</p>	
-----	
【文化財関係】	
<p>◀調整結果▶</p>	
<p>○出土文化財の届出の受理等17件の事務について県から市に移譲する。</p>	
<p>◀今後の作業▶</p>	
<p>○特になし。</p>	

## 保健所移行実践検討チーム・各ワーキンググループの取組状況

平成29年6月1日

鳥取市が総務大臣へ中核市の指定の申出を行うにあたり、4月12日に、市長が知事に地方自治法の規定に基づく県知事の同意の申入れを行った。

この申入れを受け、6月定例県議会における「同意の議案」の提案に向けて、これまでの取組をより具体的に進めるため、現場における実務体験・訓練等を体系的に実施することとし、4月13日に県市で「保健所移行実践検討チーム」及び8分野のワーキンググループを設置した。

### (1) 体制

#### ① 保健所移行実践検討チーム

県から市へ保健所移行後もより良い住民サービスが提供できるよう、市職員の移管事務の習得、スキルアップのための研修方針を決定する。ワーキンググループにおける研修等の状況を確認し、必要な見直しを実施する。

【構成】チーム長：(県)福祉保健部長

副チーム長：(県)生活環境部長、(市)健康こども部長

メンバー：(県)鳥取保健所長、東部福祉保健事務所長、東部生活環境事務所長  
(市)環境下水道部長、福祉部長

#### ② ワーキンググループ (WG)

移管する8つの事務分野(福祉支援、災害医療対策、医薬・疾病対策、障がい者支援、食品衛生、動物愛護、環境衛生、廃棄物対策)ごとに、ワーキンググループを設置し、市の職員が県の保健所の現場で実践研修を行う。

### (2) 取組状況

4月26日 第1回チーム会議を開催

- ・計画作成方針を決定するとともに、今後の進め方を確認。

4月下旬～ 各ワーキンググループで計画作成(内容、時期、期間、方法等)と課題整理

5月26日 第2回チーム会議

- ・各ワーキンググループで作成した実践計画の実施を決定。

- ⇒市の事務実態に照らし、見直し等を行いながら研修・訓練を行っていく。

- ・電子決裁システム、情報共有等の方法など共通課題の確認。

- ・実務を行っていくことにより、明らかになった課題、制度変更や体制整備の必要なものについては、移行支援PT及び部会において課題整理・検討できるよう提案していくこととした。

5月下旬～ 各ワーキンググループにおいて、計画に基づき研修・訓練等を実施

### (3) 今後の予定

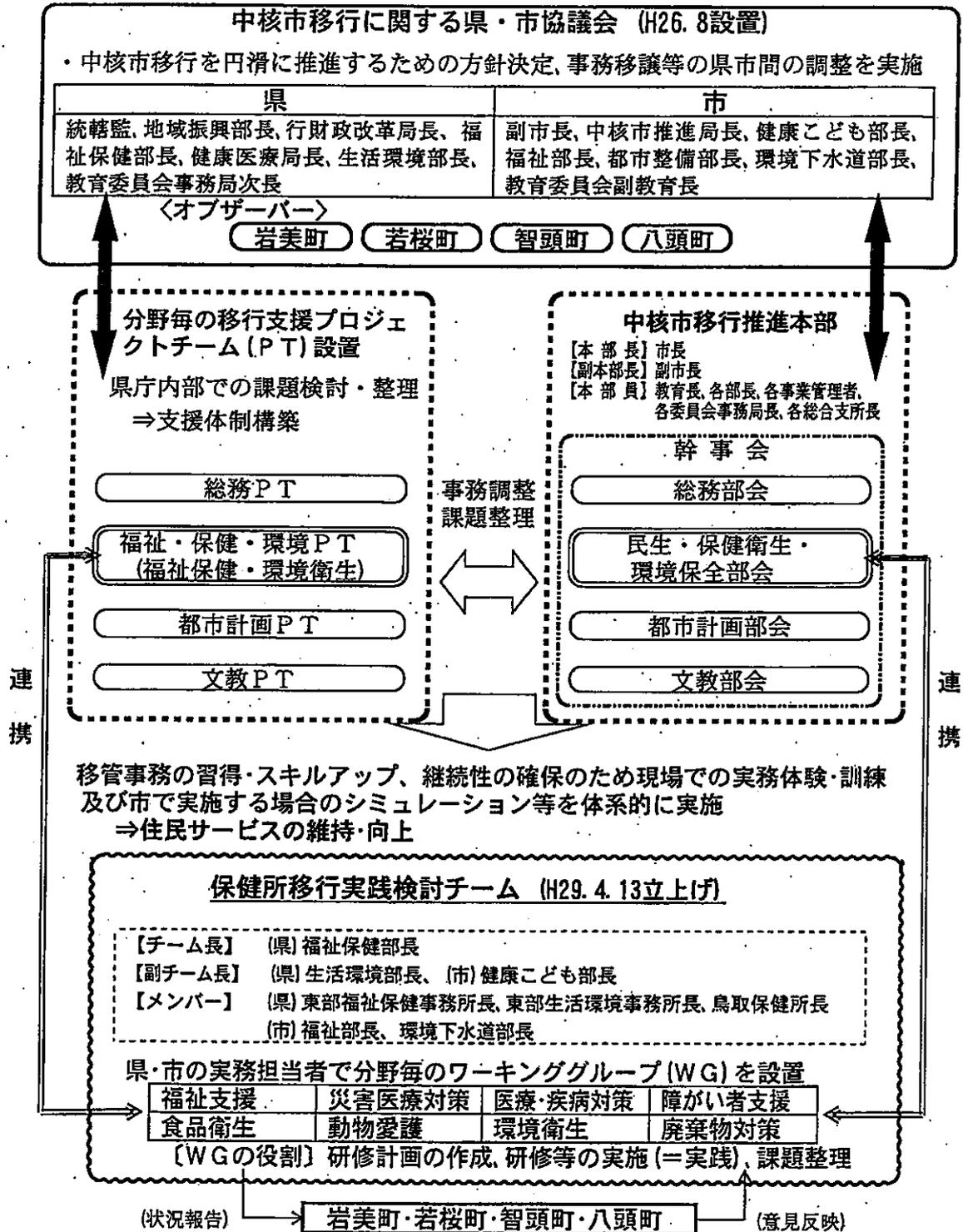
研修・訓練等の状況を踏まえ、7月下旬を目安に第3回チーム会議を開催。

実践の状況、共通課題の整理状況の確認や必要に応じ計画の見直し等を行う。

第1回保健所移行実践検討チーム会議資料

保健所移行実践検討チーム及びワーキンググループの設置について

これまで、中核市移行に関する県・市協議会や県のプロジェクトチーム(P T)、市の部会において移管・移譲事務等について整理、協議調整を踏まえ、各分野で現場での研修や人事交流を交えながら実践を行い、保健所移行後もより良い住民サービスが提供できるよう「保健所移行実践検討チーム」を4月13日に設置した。


連携
連携

各ワーキンググループの開催概要について

H29. 5. 26

4月26日の第1回保健所移行実践検討チーム会議での議論を踏まえ、8分野のワーキンググループにおいて県市で検討調整を行い、実践計画（案）の作成を行った。

【実践に向けた基本方針】

- 円滑・確実な事務引継ができるよう準備を進め、住民サービスの維持向上を図る。
- ⇒市における事務実態に照らした事務等の流れを確認・シミュレーション等の実施
- ⇒県の中部、西部圏域の保健所との連携、業務の標準化 等

1 ワーキンググループの開催状況

(1) 福祉保健関係

WG	開催日時	概要
福祉支援	H29. 5. 15(月) 13:30~15:00	対象事務の概要説明を行い、その後、介護、障がい、児童のグループ毎に意見交換し、実践計画（案）を作成。
医薬疾病対策	H29. 5. 10(水) 13:30~15:00	県が示した実践計画（素案）を基に意見交換し、実践計画（案）を作成。
災害医療対策	H29. 5. 10(水) 13:30~15:00	県が示した実践計画（素案）を基に意見交換し、実践計画（案）を作成。
障がい者支援	H29. 5. 10(水) 10:00~11:10	県が示した実践計画（素案）を基に意見交換し、実践計画（案）を作成。その他年度末事務処理等今後検討すべき課題の情報交換を行った。

(2) 生活環境関係4WG（食品衛生、動物愛護、環境衛生、廃棄物対策）

①日時 5月9日（火）16:00~17:15 ※4WG合同開催

②概要

- ・県が作成した4分野の実践計画（案）をもとに意見交換を実施。
- ・市から、検査機関との連携、海岸漂着物が漂着した際の対応、大気汚染防止法の常時監視の対応等についての研修要請を受け、WGでの実践や勉強会の中で対応することとした。
- ・実践計画の「市受講予定者」や県と市の事務の差異に係る今後の対応策等について、市からの回答を受け（5/15）、実践計画（案）を完成することとした。

2 県の現状と市における今後の対応

項目	県の現状	今後の対応方針（案）
電子決裁システム	・基本的に電子決裁により事務を管理執行	・市においても電子決裁システムの積極的活用を検討
電子会議室（情報共有）	・電子データで庁内関係者（中部・西部を含む）に情報共有がなされており、過去の事例や指導支援等の経過、課題・懸案事項など検索・活用がしやすい。	・県の情報（データ）等を市で継続的に活用する効率的な方法について検討 ・市における電子会議室的なシステム（情報共有の仕組み）の活用を検討 ・県との情報共有方法を検討
決裁権限 決裁権者の重要案件の状況把握と緊急対応	・決裁権限を法令条項等ごとに詳細に規定。 ・決裁権者と事務処理者が同一庁舎内で完結。	・移譲事務に係る決裁権限の規定整備 ・庁舎が分散する暫定期間中は、決裁権者への情報伝達、検討協議、緊急対応、決裁が滞ることのないよう、方策を検討
手数料の取扱い（PT・部会で調整中）	・基本的に鳥取県証紙による収納。	・現金収納の事務フロー及び収納事務処理について確認
事務引継	・基本的に、人事異動発表後、発令日までに事務引継を実施。	・早期の人員体制、職員配置の決定による県市の担当者間の円滑な事務引継の実施

保健所移行実践計画

WG	【福祉保健医療関係】	実施項目	業務・訓練等において実施する内容	実施時期・期間												備考			
				5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
福祉支援 医療関係 対策	老人福祉施設指導監査の同行	老人福祉施設指導監査の同行	指導監査同行												5日	高齢社会課(事務)	市(受託者)・福祉企画課(福祉企画課)	市における実地指導との日程調整要	H29.5.26
	介護保険サービス事業所の実地指導	介護保険サービス事業所に対する実地指導	実地指導同行												通直	高齢社会課(事務)	福祉企画課(事務)		
	原簿福祉施設指導監査の同行	原簿福祉施設に対する指導監査の手順、指導監査上の留意点、申請時の留意事項等の習得	指導監査同行												数回/月(合計51施設)	こども家庭課(事務)	福祉企画課(事務)	指導監査が設置されている保育施設については、市派遣の管理栄養士が同行	
	障害福祉サービス等事業者の指導監査の同行	指導監査の実施手順、指導監査上の留意点、申請時の留意事項等の習得	指導監査同行												数回/月	障がい福祉課(事務)	福祉企画課(事務)		
	医療機関・薬局などの許可事務	開設、変更の許可、届出事務	申請受付、交付、子入力等 監査同行 報告書まとめ												3~5日	健康支援課(事務)	健康支援課(事務)		
	医療監視	病院・診療所に対する指導	監査同行 報告書まとめ												6日	保健所評価課(事務)	健康支援課(事務)		
	医療従事者の免許交付	医師、看護師等の免許申請の受付、交付 ・風知事権限の指導員、栄養士の受付、交付事務 ・受給者証の申請受付、更新、医療機関の追加等 ・医療費助成(徴還払い)	申請受付、交付、子入力等												1~2日	保健所評価課(事務)	健康支援課(事務)	申請が集中する年度末の対応について確認	
	①難病 ②小児慢性特定疾患 ③肝炎患者を対象とした事務		事務の一連の流れ、(受付事務) 償還払い事務												①難病 3日程度 ②小児 2日程度 ③肝炎 1日程度	健康支援課(事務)	健康支援課(事務)	実際の窓口対応を研修に含めるかは業務によって検討	
	難病疾患地域支援対策	難病医療相談会(年4回)、神経難病等在宅支援連絡会(年4回)及び患者会支援ALSイベント、総会・交流会への参加による支援策の内容、患者の要望、患者会との連携等	相談会、会議、イベント等への参加												3~5日	健康支援課(事務)	健康支援課(事務)		
	歯科	歯科保健業務全般	・名事業の企画、実施 ・歯科医師会等の関係団体との協賛、調整 申請受付、交付決定、支払、子入力等												3~5日	中央保健センター(歯科衛生士)	健康支援課(事務)	実際の窓口対応を研修に含めるかは業務によって検討	
不妊治療	不妊治療助成・人工授精助成・不妊検査助成の受付、助成及び助成額の決定													3~5日	中央保健センター(事務)	健康支援課(事務)			
がん対策	①がん検診推進パートナー企業認定事業 ・企業への啓発活動 ・認定事務 ②がん患者の社会参加応援事業補助制度 ③地域のがん対策の推進 ④健康づくり応援施設認定	①企業訪問、啓発活動 ・認定事務 ・受診率の向上等認定後のフォロー ②申請受付、補助金事務 ③キャンペーン、予防教室等の普及啓発事業への参加、事前準備 ④健康づくり応援施設認定事務												5~7日	中央保健センター(保健師)	健康支援課(事務)	実際の窓口対応を研修に含めるかは業務によって検討		

WG	実施項目	事務・訓練等において 習得する内容 (SCUの支援体制の構築(場所、資機材の種類、数量等))	方法	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	回数等	実施予定者 (受託者)・単(対応者)	備考 留意事項等
災害医療 対策	SCUの立ち上げのための準備		同行												1日	市(受託者)・単(対応者) 健康支援課 中央保健センター(保)	市版の指針・マニュアルへ 反映
	医療支援対策支援の立ち上げ・運営構築	訓練計画の作成 - 機材の役割分担 - 資機材の整理、活用 - EMIS等への登録、入力訓練	訓練計画作成 - 訓練参加												2日	各県保健所(受託者)・単(対応者) 中央保健センター(保)	市版の指針・マニュアルへ 反映
	各種研修への参加	医療従事者研修 - 災害医療コーディネーター研修 - DHEAT(災害時危機管理支援チーム)研修への参加 - DMAT(災害時危機管理支援チーム)研修への参加 - 消防医療ネットワークの整備、活用 - 関係者連絡会議への参加	研修参加 ネットワークの受取、受注 会議参加による連絡・連携												1~2日間×4回程度	健康支援課	
	遠征医療体制の整備	関係機関連絡会議への参加 - 空港訓練への参加	①会議参加 ②訓練参加												1日 1日	健康支援課 中央保健センター(保)	
	空港災害対策	関係機関連絡会議への参加 - 空港訓練への参加	①会議参加 ②訓練参加												4日 1日	健康支援課 中央保健センター(保)	
	感染症発生時の対応	新型コロナウイルス、鳥インフルエンザ及びエボラ出血熱に対応した訓練の実施(計画作成、訓練参加)	計画作成 - 訓練参加												3日	健康支援課 中央保健センター(保)	県担当は獣医師、保健師も 市版の計画・マニュアルへ 反映
	精神保健医療充実	保健師の担当業務全般について概要を理解	概要の説明 意見交換												1回	障がい者支援課 障がい者支援課 障がい者支援課	県版の計画・マニュアルへ 反映 - 県版の計画・マニュアルへ 反映 - 県版の計画・マニュアルへ 反映
	身体障害者手帳の交付等事務	身体障害者手帳の申請受理、判定、決定、交付、システム入力の流れを実施しながら習得	実務実践												10日間×3回程度	障がい者支援課 障がい者支援課 障がい者支援課	
	療育手帳の交付等事務	療育手帳の申請受理、判定、決定、交付、システム入力の流れを実施しながら習得	実務実践												3日×1(2)回	障がい者支援課 障がい者支援課	
	精神障害者保健福祉手帳の交付等事務	精神障害者保健福祉手帳の申請受理、判定、決定、交付、システム入力の流れを実施しながら習得	申請受理～判定依頼 判定結果受理～交付 判定依頼不要の交付												各10日×3回程度	障がい者支援課 障がい者支援課	
障がい者 支援	自立支援医療(更生医療)の交付等事務	自立支援医療(更生医療)の申請受理、判定、決定、交付、システム入力の流れを実施しながら習得	申請受理～判定依頼 判定結果受理～交付 判定依頼不要の交付												各10日×3回程度	障がい者支援課 障がい者支援課	
	措置入院等手帳の交付等事務	措置入院等手帳の申請受理、判定、決定、交付、システム入力の流れを実施しながら習得	申請受理～判定依頼 判定結果受理～交付 判定依頼不要の交付												随時	障がい者支援課 障がい者支援課	
	通院請求等手帳の交付等事務	通院請求等手帳の申請受理、判定、決定、交付、システム入力の流れを実施しながら習得	申請受理～判定依頼 判定結果受理～交付 判定依頼不要の交付												随時	障がい者支援課 障がい者支援課	
	精神科病院受給者証の交付等事務	精神科病院受給者証の申請受理、判定、決定、交付、システム入力の流れを実施しながら習得	申請受理～判定依頼 判定結果受理～交付 判定依頼不要の交付												随時	障がい者支援課 障がい者支援課	
	通院請求等手帳の交付等事務	通院請求等手帳の申請受理、判定、決定、交付、システム入力の流れを実施しながら習得	申請受理～判定依頼 判定結果受理～交付 判定依頼不要の交付												随時	障がい者支援課 障がい者支援課	
	精神科病院受給者証の交付等事務	精神科病院受給者証の申請受理、判定、決定、交付、システム入力の流れを実施しながら習得	申請受理～判定依頼 判定結果受理～交付 判定依頼不要の交付												随時	障がい者支援課 障がい者支援課	
	措置入院等手帳の交付等事務	措置入院等手帳の申請受理、判定、決定、交付、システム入力の流れを実施しながら習得	申請受理～判定依頼 判定結果受理～交付 判定依頼不要の交付												随時	障がい者支援課 障がい者支援課	
	通院請求等手帳の交付等事務	通院請求等手帳の申請受理、判定、決定、交付、システム入力の流れを実施しながら習得	申請受理～判定依頼 判定結果受理～交付 判定依頼不要の交付												随時	障がい者支援課 障がい者支援課	
	精神科病院受給者証の交付等事務	精神科病院受給者証の申請受理、判定、決定、交付、システム入力の流れを実施しながら習得	申請受理～判定依頼 判定結果受理～交付 判定依頼不要の交付												随時	障がい者支援課 障がい者支援課	
	措置入院等手帳の交付等事務	措置入院等手帳の申請受理、判定、決定、交付、システム入力の流れを実施しながら習得	申請受理～判定依頼 判定結果受理～交付 判定依頼不要の交付												随時	障がい者支援課 障がい者支援課	

※会議資料版;実務研修者は、職種の記載

【生活環境部関係】

WG	実施項目	業務・訓練等において、許可更新調査、食品除去率に関する内容の習得の監視指導方法を実践しながら習得	方法	実施時期：期間	回数	実施予定者	備考
食品衛生	食品営業施設の監視指導の同行	食品営業許可等の事務の習得	実務実践	5月・9月・7月	2~3回程度	保健所準備室	食品衛生監視員の資格を有する者が望ましい
	食品取法の同行	食品取法の適定、取去、検体搬送、検査結果の通知等の流れを実践しながら習得	実務実践	8月・9月・10月・11月・12月・1月	2~3回程度	保健所準備室	食品衛生監視員の資格を有する者が望ましい
	食品営業許可等の事務の習得	事前相談、申請受付、施設調査、決定、交付、システム入力等の流れを実践しながら習得	実務実践		2~3回程度	保健所準備室	
	食品衛生責任者養成研修会への参加	毎月1回管内で開催される研修会に参加し、食品衛生責任者に必要とされる知識を知る。	研修会受講		2~3回程度	保健所準備室	
	HACCP研修への参加	県産業技術センターが主催するHACCPに関する研修会等に参加し、HACCPの導入方法を理解する。	研修会受講		適宜	保健所準備室	
	鳥獣肉食の安全推進会議の傍聴	鳥獣肉食衛生監視指導計画や鳥獣肉が行う食の安全対策に関する事項の審議を傍聴することにより、市の施策の参考にする。	会議傍聴		適宜	保健所準備室	
	食中毒予防啓発活動への参加	食品衛生月間に関連する食中毒予防啓発活動に参加し、啓発方法を実践しながら習得	実務実践		1日間	保健所準備室	
	食品衛生行政全般	食品衛生行政に関する基礎知識と業務全般の知識	勉強会への参加		2~3回程度	保健所準備室	
	動物取扱業登録施設、特定動物許可施設の監視指導の同行	動物取扱業登録施設、特定動物許可施設の監視指導の同行、監視指導方法を実践しながら習得。事前相談、申請、登録、システム入力まで一連の登録業務を習得	実務実践		2~3回程度	生活環境課	
	放浪犬監視・コントロールの同行	放浪犬の認知から保護、飼育、処置、飼い主指導等の流れを実践しながら習得	実務実践		2~3回程度	生活環境課	
動物愛護	大管理所での飼養動物の管理の同行	大管理所での飼養動物の管理方法(ワフチン接種、健康管理等)を実践しながら習得	実務実践		2~3回程度	生活環境課	
	動物取扱責任者研修会への参加	7~8月に開催される研修会に参加し、動物取扱責任者に必要とされる知識を知る。	研修会受講		2~3回程度	生活環境課	
	動物通正課講習会への参加	10~2月に県庁舎で開催される講習会に参加し、動物の適正な飼養管理、屠殺方法などを習得	講習会受講		2日間×1回	生活環境課	
	動物愛護フェスティバル/アミエニフェスティバルへの参加	県が動物愛護センター機能を委託している「アミエニ」が動物愛護週間に関連する動物愛護フェスティバルに参加し、動物の適正飼養の啓発方法を習得	実務実践		1日間	生活環境課	
	動物愛護管理行政全般	動物愛護管理行政に基づき策定された「鳥獣肉食動物愛護管理推進計画」や動物愛護管理行政に係る県の業務等の内容を理解する。	勉強会への参加		2~3回程度	生活環境課	

WC	実施項目	業務・訓練等において習得する内容	実施時期・期間												実施予定者	備考	
			5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	回数			
環境衛生	理・美容所、クリーニングの施設衛生に関する事項と現場	理・美容所、クリーニングの施設衛生に関する事項と現場での検査の仕方(チェックポイント、方法、留意すべき点等)															東(対応者) 環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい
	ビル営業の施設衛生に関する事項と現場確認	ビル営業の施設衛生に関する事項と現場での検査の仕方(チェックポイント、方法、留意すべき点等)															環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい
	宿泊施設の営業許可申請に伴う事務と現場確認	宿泊施設の営業許可申請に伴う事務と現場での検査の仕方(チェックポイント、方法、留意すべき点等)															環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい
	公衆浴場の監視	公衆浴場の監視・指導の仕方(チェックポイント、方法、留意すべき点等)															環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい
	石綿関係事務と除去作業の立入検査	石綿除去する場合の手続き、撤去する際の留意すべき点(チェックポイント)															環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい
	環境衛生関係研修会、説明会等(事業者等を対象としたもの)	関係法令等の知識															環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい
	衛生六法関係行政相談(相談窓口、業務連絡、業務連絡、クリーニング業法、食生活衛生法)	衛生六法に関する基礎知識と事業者全般の知識															環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい
	事業者が行う廃棄物処理施設設置に係る住民説明の傍聴	施設を設置する場合の手続き、住民説明における行政の関わり方															環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい
	不法投棄対策協議会に出席	協議会の運営の仕方															環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい
	廃棄物処理	使用済み物品関係事務と保管場所の現場確認	使用済み物品関係事業者の保管基準、現場確認の仕方(チェックポイント、方法、留意すべき点等)														
廃棄物処理施設への定期立入検査		廃棄物処理施設の構造基準、立入検査の仕方(チェックポイント、方法、留意すべき点等)															廃棄物処理行政の経験者が望ましい
不法投棄監視パトロール		不法投棄の監視パトロールの仕方、発見した際の対応の仕方															廃棄物処理行政の経験者が望ましい
不法投棄及び使用済み物品回収業者後回(兵隊屋との合同後回)		兵隊屋・廃棄物との連携の仕方、後回りの仕方、不正発見した際の対応の仕方															廃棄物処理行政の経験者が望ましい
廃棄物関係研修会、説明会等(事業者や果等を対象としたもの)		関係法令等の知識															廃棄物処理行政の経験者が望ましい
3事務所(局)の合同研修会		廃棄物処理施設の立入検査の仕方(チェックポイント、方法、留意すべき点等)															廃棄物処理行政の経験者が望ましい
廃棄物関係協議会の傍聴		協議会の運営の仕方															廃棄物処理行政の経験者が望ましい
廃棄物処理行政全般の勉強会		廃棄物処理に関する基礎知識と関係法令全般の知識															廃棄物処理行政の経験者が望ましい
																	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい
																	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい

※会議資料は、業務研修者は、職種のみ記載

\*1 食品取扱：食品衛生法に基づく食品や容器包装の抜き取り検査。  
 \*2 HACCP：安全で衛生的な食品を製造するための高度な衛生管理の手法。  
 ※3 ビル営業者：「建築物における衛生的環境の確保に関する法律(略称：ビル管法)」に基づき管理を行っている専門業者(例えば、清掃業者、ねずみ昆虫等防除業者など)のうち県の登録を受けた者

## 関係機関・各種団体等への説明状況について

平成29年6月1日  
鳥取市中核市推進局  
鳥取県地域振興部地域振興課

鳥取市及び県の担当課において、関係機関・各種団体等の総会や各種会合、イベント等を通じ、鳥取市の中核市移行や、保健所設置の準備状況、許可申請窓口等についての説明を実施。

## 1 説明状況（平成29年3月以降）

## (1) 各種会合での説明（関係機関・団体）

- ・ 東部歯科医師会定例会（会員約30人）
- ・ 県管工事協会東部支部定時総会（会員約30人）
- ・ 各生活衛生同業組合事務局連絡会議（事務局員約1.0人）
- ・ 県浄化槽協会東部支部定時総会（会員約20人）
- ・ 県浄化槽協会定時総会（会員約40人）
- ・ 県産業廃棄物協会理事会（理事約15人）
- ・ 県清掃事業協同組合研修会（組員約100人）
- ・ 鳥取県医薬品登録販売者協会東部支部総会（会員約10名）
- ・ 県公衆浴場生活衛生同業組合東部地区役員会（東部地区役員4人）
- ・ 県理容生活衛生同業組合東部地区役員会（東部地区役員4人）
- ・ 第1回東部不法投棄対策連絡協議会  
（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、国交省鳥取河川国道事務所、警察署ほか約20人）
- ・ 県病院協会東部支部会（支部役員28人）

## (2) 研修会等の活用

- ・ 美容業に係る衛生管理講習会（美容業者及び従業員約70人）

## (3) 資料配付等

- ・ 県クリーニング生活衛生同業組合（約15人）

## 2 説明内容等

- ・ 鳥取市の中核市移行について
- ・ 保健所設置の準備状況について
- ・ 県（東部4町）の保健所事務の市への委託について
- ・ 中核市移行に伴う許可申請窓口等の変更について
- ・ 住民サービスの維持向上に向けた県市の取組みについて

## 3 主な意見・質疑等

- ・ これまでの登録や届出、許可等を継続できるようにしていただきたい。
- ・ 市における専門人材の確保が心配。  
⇒ 県からの派遣、人事交流等を行いながら人材確保・育成に努める。
- ・ 地域医療構想の策定・進捗はどこの行方なのか。  
⇒ 鳥取市が東部圏域の計画策定等を行う。
- ・ 4町の保健所の機能はどうなるのか。許認可の名義はどうなるのか。  
⇒ 市で実施。鳥取市長または（仮称）鳥取市保健所長の予定。

## 4 今後の取組等

- ・ 中核市の政令指定後、窓口や手続き等が決定次第、関係機関・団体の機関紙等の活用について、ご協力いただき、広報・周知に努めることとしている。

## 平成29年度第1回鳥取県規制改革会議について

平成29年6月12日  
行財政改革局業務効率推進課

規制緩和や廃止、手続きの簡素化等に関する県民からの提案への県の対応案や県庁内からの規制見直し提案について、ご意見をいただくため、第1回鳥取県規制改革会議を開催しました。

### 1 開催概要

(1) 期日・場所 平成29年5月22日(月)・県庁特別会議室

#### (2) 出席委員

区分	所属・役職	氏名	
高等教育機関	鳥取大学理事・副学長	細井 由彦(ほそい よしひこ)※座長	
金融機関	鳥取銀行ふるさと振興本部営業企画室調査役	森本 由美子(もりもと ゆみこ)	
産業関係	福祉分野	鳥取県社会福祉協議会事務局長	前田 恵(まえた めぐむ)
	商工分野	倉吉市商工会議所女性会前会長	藤井 豊子(ふじい とよこ)
	農業分野	鳥取県農業協同組合中央会組織指導部統括部長	八木 雅人(やぎ まさと)
市町村職員	倉吉市企画振興部総合政策課総合戦略推進室長	石賀 大生(いしが だいせい)	
公募委員	訪問看護会社経営(県外からの移住者)	神戸 貴子(かんべ たかこ)	
	民宿経営(県外からの移住者)	上田 知子(うえた さとこ)	

#### (3) 開催結果

ア 県民からの規制改革提案(6件)に対する各所管課の対応案及び県庁内からの規制見直し案(48件)について、委員から異論はなかった。

【県民からの規制改革提案に対する各所管課の対応案(主なもの)】

- ・道路占用申請の手続きの簡素化、添付図面の更なる省略を検討する。
- ・とりネットで申請書がダウンロードできるものについては、記入見本も添付する。
- ・とっとり住まいる支援事業補助金を一般県民が申請しやすいよう、書類様式を見直す。

【県庁内からの規制見直し案(主なもの)】

- ・とっとり子育て応援パスポートの有効期限を3年更新から18歳に達する年度末までに変更する。
- ・補助金申請時の添付書類(財務諸表・決算書等)を複数の補助金で共有化する。

イ 県の許認可・補助金に関する民間事業者等の行政手続きの効率化・簡素化の方針案についても、委員から異論はなかった。

- ・県の許認可・補助金に関する民間事業者等の行政手続きに要する作業時間を29年度末までに30%以上削減するとの目標に賛同が得られた。
- ・電子申請、申請様式・添付書類の簡素化、審査方法の簡素化、庁内の事務手続きの電子化などの手法により民間事業者等の行政手続きに要する作業時間を削減することも賛同が得られた。

ウ その他、委員から以下の規制改革に関する意見が出された。

- ・民泊部分の床面積が50㎡超の農家民宿を営業する場合、消防法で自動火災報知設備が必要となるが、設備が10万~20万と高額。規制緩和を検討してほしい。
- ・申請書に貼付を求められる県の収入証紙が簡単に手に入らず、不便。証紙でなくてもよい支払い方法を考えてほしい。

### 2 今後の進め方

- (1) 県の対応案について委員から異論がなかったため、対応案に沿って所管課で順次作業を進める。
- (2) 第1回鳥取県規制改革会議で委員から出された規制改革提案などについて、各所管課が対応案を作成し、鳥取県規制改革推進チームで精査した上で、第2回鳥取県規制改革会議(8月下旬開催予定)において、県の対応案を報告、検討する。

## 平成29年度県政モニタリング事業について

平成29年6月12日  
行財政改革局業務効率推進課

県民参加型の行政評価として、特定の県政テーマについて、県政モニターからの「県民目線・県民感覚」による意見をいただき、県の施策に反映させる「県政モニタリング事業」を平成28年度に引き続き実施します。

平成29年度は、県政モニターからの意見を担当所属において平成30年度当初予算要求や事業実施に反映できるよう、モニタリングの実施期間を7月から9月までの3か月間に短縮して実施します。（平成28年度は、7月から3月までの9か月間）

### 1 県政モニター

応募者23名の中から、地域、性別、年代、職業、応募動機等を総合的に勘案してモニター10名を選考した。（募集期間：4月13日（木）～4月27日（木））

【内訳】

区分	人数	モニターの内訳
東部	男女各2名	20代男性/学生、40代男性/公的機関嘱託職員、40代女性/主婦、70代女性/パート・アルバイト
中部	男女各1名	20代女性/学生、50代男性/会社員
西部	男女各2名	30代男性/会社員、50代女性/教職員、60代女性/会社役員、70代男性/無職

### 2 モニタリングの対象とするテーマ

テーマ1 地域の実情・ニーズに応じた生活交通体系の確保（担当所属）交通政策課

テーマ2 高校・大学、産業界等と連携した若者の県内就職・定着の促進（担当所属）雇用人材局就業支援課

※県政モニターは2グループ（各5名）に分かれ、それぞれのグループが上記2テーマのうち1テーマを担当する。

【テーマの選定方法】

「県民目線での意見を取り入れる必要性のある分野」として、平成29年2月から3月にかけて実施した県政参画電子アンケートで得票数の多かった分野から10の候補テーマを選定した。

⇒ 候補テーマの中からモニターに選ばれた方の希望が多かった2テーマを対象テーマとして決定した。

【参考：候補テーマ（10テーマ）】

- ・地域の実情・ニーズに応じた生活交通体系の確保
- ・地域社会全体（とっとり）の子育て支援力の向上
- ・高校・大学、産業界等と連携した若者の県内就職・定着の促進
- ・事業者団体等と連携した介護人材確保対策の実施
- ・県の危機管理対処能力の向上
- ・県民に開かれ、信頼される学校づくり
- ・学校と家庭が協働した学力向上
- ・消防・救急体制の充実、高度化、強化、地域防災力の向上、防災意識の啓発
- ・県内企業の競争力ある新事業展開と販路開拓等の支援
- ・県外企業の誘致促進及び県内企業の新增設の促進

### 3 コーディネーター

鳥取大学 理事・副学長 細井 由彦（ほそい よしひこ）氏 …テーマ1を担当

鳥取大学 名誉教授 藤田 安一（ふじた やすかず）氏 …テーマ2を担当

### 4 今後のスケジュール（予定）

7月1日（土）	担当所属による対象テーマの事業説明会【会場：倉吉市内】
7月中旬	モニターからの第1回レポート提出（関連事業の課題）
8月上旬	第1回モニター会議（関連事業の議論を行い、課題を抽出）
8月下旬	モニターからの第2回レポート提出（関連事業の改善策）
9月上旬	第2回モニター会議（関連事業の改善策について議論を行い、とりまとめ）
10月以降	担当所属において県政モニターの意見を予算要求や今後の事業実施に反映

※モニター会議は、県中部で土曜日又は日曜日に開催予定。

## 人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について

平成29年6月12日

人権・同和対策課

平成28年度の人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について、以下のとおり報告します。  
(「こどもいじめ人権相談窓口」を含みます。)

※人権尊重の社会づくり相談ネットワークは人権問題を救済する観点から、平成21年4月に鳥取県人権尊重の社会づくり条例を改正(第6条に新たに規定)し、県内3カ所に相談窓口を設け運用している。

(参考) 鳥取県人権尊重の社会づくり条例第6条第1項

知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口(県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者への支援を行うための窓口をいう。)を設置する。

1 相談件数・・・ 358件(対前年度比23.0%減:前年度465件) (詳細は参考のとおり)

相談件数

### ①受付機関別

	H28	H27
人権局	139	145
中部振興局	36	136
西部振興局	183	184
計	358	465

### ②相談形態別

	H28	H27
面接	115	169
電話	192	228
封書等	51	68
計	358	465

## 2 専門相談員の相談事例

専門相談員が行った相談事例はありません。(H27年度 事例なし)

## 3 こどもいじめ人権相談

いじめが全国的に問題になっていることを受け、平成24年9月21日に人権局に「こどもいじめ人権相談窓口」を開設し、子どものいじめに係る相談に対応している。

(1) 設置箇所: 県庁人権局

(2) 電話相談: 24時間対応、メール相談: 24時間受付

(3) 相談件数: 59件(前年度67件 人権相談件数の内数)

(4) 対応事例

①相談内容の傾聴に努め、担任、スクールカウンセラー等の適切な人に相談するよう助言した。

②学校に対応してもらえないという相談について教育委員会に伝達したところ、相談者と三者による話し合いを設定されることとなり、相談者の支援のため同席した。

## 相談事例及び相談内容

## 1 主な相談事例

支援類型	具体例	
	相談分野	対応状況
① 整理・関係機関への伝達 〔相談内容を整理してまとめ、関係機関へ伝達して解決を促進〕	女性 疾病	30代の娘が高校卒業後、部屋に閉じこもり大声を出したり、家の窓ガラスや壁を壊したり、自分の髪を抜いたりする。相談者も高齢となりこのままにはしておけないという相談について、内容を整理し、福祉保健局に伝達し、解決を促進した。
	障がい	居住地の自治会長から障がいについて虚偽ではないか等の誹謗中傷、差別発言を受けたとの相談内容を整理し、当該自治体の人権担当に伝達し、自治会長向けの啓発研修の実施を要望した。
② 第三者として当事者に伝達 〔相談内容を第三者の立場で冷静に伝達し、解決を促進〕	高齢者	配偶者に認知症があり、虐待を受けてきたにもかかわらず、自治体から逆に虐待をしたとの汚名を受けたとの相談について、自治体関係者に対し、話し合いの機会を持つよう働きかけ、相談員同席の上、きちんとした説明を求めた。
	障がい	身体障がい者からの、大雪の中、足を引きずりながら雪かきをしたのに、町の除雪車が駐車場前に雪を積み上げて帰ってしまったため、苦情を言ったところ、心無い言葉を言われたという相談について、町に対して状況を伝えたところ、謝罪等の対応がされた。
③ ケース会議開催など関係機関と緊密に連携した支援 〔関係機関職員等と対応策を検討しながら解決を促進〕	子ども	いじめを受けている子どもとその保護者に対する学校の対応についての相談に対し、教育委員会、学校と保護者との話し合いを提案し、保護者側の助言者として同席し具体的な解決策について検討した。
④ 必要な情報の提供 〔問題を整理し、解決のために必要な情報等を提供〕	同和問題	結婚に際し、それまで良好な関係であったにも拘らず、親族、両親が相手の出身地を調べ同和地区出身であることがわかった途端、反対に転じ、なかなか説得できないとの相談に対し、結婚する気持ちは不変であることを支持し、生活をしていくなかで理解を得られるよう助言、激励した。
	労働者	介護老人保健施設に正職員として勤務しているが、育児休業取得に際し、休業給付金の該当にならないと言われ納得できないとの相談に対し、制度上は該当になると思うので、ハローワークに相談するよう情報提供を行った。

## 2 人権相談窓口における相談の状況について

### (1) 相談件数

#### ① 受付機関別

	H28	H27
人権局	139	145
中部振興局	36	136
西部振興局	183	184
計	358	465

#### ② 相談形態別

	H28	H27
面接	115	169
電話	192	228
封書等	51	68
計	358	465

### (2) 相談内容

#### ① 分野別

	同和 問題	外国人	障がい	障がい細分(複数計上)					子ども	女性
				身体	知的	精神	発達	不明		
H28	3	0	172	15	14	103	47	1	101	15
H27	10	0	230	9	80	74	73	1	132	18

	高齢者	労働者	疾病	その他	計
H28	29	28	74	82	504
H27	59	26	63	71	609

※相談内容により複数の分野に計上

#### ② 行為類型別

	差別 表現	落書 き	インタ ーネッ ト	就労 (募集 採用)	就労 (左 以外)	虐待 (身 体的)	虐待 (心 理的)	虐待 (性 的)	虐待 (経 済的)	虐待 (初 め)	サー ビス 提供	就学
H28	3	0	0	13	23	16	19	0	5	2	134	45
H27	14	0	12	3	31	23	19	0	0	1	137	46

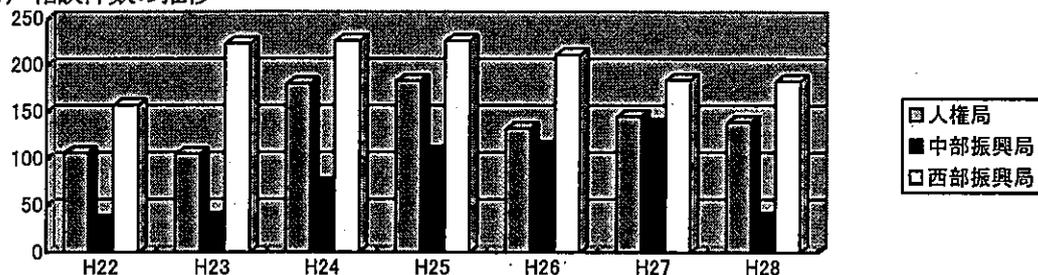
	プ ラ イ バ ン	居住・生 活の安全	報道 被害	誹謗 中傷	嫌が らせ	いじ め	セク ハラ	性 暴力	結婚 差別	賃貸 拒否	その 他	計
H28	5	117	0	28	106	48	0	0	1	0	83	648
H27	9	227	2	18	100	48	3	0	1	1	93	788

※相談一件であっても相談内容により複数の行為類型に計上

### (3) 相談窓口の対応状況

	情報提 供・助言	他機関(県の 機関)紹介	他機関(県以 外)紹介	その他 (傾聴など)	計
H28	303	2	3	50	358
H27	415	8	5	37	465

#### (参考) 相談件数の推移



## 鳥取県同和対策協議会の開催結果について

平成29年6月12日  
人権・同和対策課

平成28年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことを受け、本県における部落差別解消のための具体的方策について検討するため、鳥取県同和対策協議会総会を5月29日に開催しました。その結果は以下のとおりです。

- 1 期 日 平成29年5月29日（月）
- 2 場 所 鳥取市人権交流プラザ 研修室（鳥取市幸町151）
- 3 出席者 委員21名（委任状含む）、事務局（県人権局、県教育委員会人権教育課）
- 4 協議結果

### （1）差別の現状・課題

（委員の主な意見）

#### ア 啓発・教育

- ・法施行について知られていない。法制定の意義を広く伝えることが必要。
- ・若い人（児童・生徒、教員、自治体職員）が部落差別を知らない。
- ・若い世代を含め、「寝た子を起こすな」意識への対策が必要。
- ・学校・家庭・地域が連携して取り組むイメージがわからない。
- ・差別を指摘できた人がなぜ指摘できたかを分析し、啓発に活用してはどうか。

#### イ 生活実態（当事者支援）

- ・被差別当事者には「心理的ケア」と「生活困窮状況」に対する包括的相談支援が必要。そのために、隣保館と地域の社会資源を繋げるコーディネーターがいると良い。
- ・大手企業でも採用活動において、戸籍の提出を求めているケースが見られる。

#### ウ インターネット

- ・インターネット上の差別事象への対策が必要。
- ・インターネット上の差別書き込みが児童・生徒のいじめの道具になっている。
- ・インターネット業界の対応や裁判の状況も発信してはどうか。

### （2）検討の進め方

#### ア 分科会の設置

啓発・教育、生活実態（当事者支援）、インターネットの3つの課題分野ごとに分科会を設置・開催し、差別解消のための具体策を検討する。

#### イ 今後の検討スケジュール

- ・平成29年7月～9月  
各分科会で早期実施可能な具体策を中心に検討
- ・平成29年12月または平成30年1月  
総会で29年度検討結果をまとめ、今後の検討課題を協議

### （参考）鳥取県同和対策協議会について

- ・設立目的：同和問題の早期解決を期するための対策を促進し、自由平等の社会の実現を図る。（昭和44年7月設立）
- ・委員構成：団体（鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、鳥取市人権教育協議会、米子市人権・同和教育推進協議会、倉吉市同和対策推進協議会、境港市人権教育推進協議会、東伯郡同和対策協議会、西部地区同和対策協議会、鳥取県隣保館連絡協議会、部落解放同盟鳥取県連合会）から推薦された者及び学識経験者 計23名
- ・現在の活動：人権・同和问题講演会開催（県と共催）、部落解放月間の街頭啓発活動等を実施

## 首都圏における情報発信等について

平成29年6月12日

東京本部

首都圏における観光・物産・移住定住に係る情報発信等の取組について、以下のとおり報告します。

### 1 観光に係る情報発信の取組について

「日本一美しい星空」を観光資源として全国に発信するため、平成29年4月に「星取県」へ改名したことに伴い首都圏で開催された天文写真パネル展への出展や首都圏のメディアを招待した発表会の実施など、首都圏において積極的な情報発信を行った。

#### (1) 天文写真パネル展「そうだ、次の休みは、星を見に行こう」での「星取県」PR

JR東京駅直結の観光情報発信拠点「東京シティアイ」で開催される天文写真パネル展「そうだ、次の休みは、星を見に行こう」に出展した。

(ア) 期 間 平成29年5月2日(火)から23日(火)

(イ) 場 所 東京シティアイ パフォーマンスゾーン

(東京都千代田区丸の内2-7-2 KITTE地下1階)

(ウ) 参加地域 長野県阿智村、長野県美ヶ原高原、群馬県丸沼高原等

(エ) 出展内容 自治体PRブースで「星取県」ポスター、チラシ等を設置

(オ) 実績・反響等

・来場者：約60,000人

・多くの方がポスターの前で立ち止まりチラシを手にとって見られている様子から、「星取県」への関心の高まりが見受けられた。



#### (2) 「星取県」首都圏メディア発表会

鳥取県と岡山県の共同アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」において、首都圏のテレビ、新聞、雑誌等を招待した「星取県」のメディア発表会を実施した。

(ア) 日 時 平成29年5月30日(火) 午前11時から(約35分間)

(イ) 場 所 とっとり・おかやま新橋館 2階 催事スペース

(東京都港区新橋1丁目11番7号 センタープレイス)

(ウ) 出演者 知事、<sup>しのはら</sup>篠原ともえ(タレント)、<sup>やまざきなおこ</sup>山崎直子(宇宙飛行士)、<sup>ながの</sup>永野(お笑い芸人)

(エ) 実施内容 ・知事より「星取県」の取組紹介

・篠原ともえさん「星取県スター大使」に任命

・知事、篠原ともえさん、山崎直子さん、永野さん、全員で宙(そら)トーク等

(オ) 実績・反響等

・取材報道機関：37社(日本テレビ、TBSテレビ、フジテレビ、共同通信社、朝日新聞等)

・事前受付を上回る多くのメディアが取材に集まり、効果的な情報発信となった。



### 2 観光と物産が連携した情報発信の取組について

#### (1) 春の名橋「日本橋まつり」への出店

「日本橋」橋詰の広場を利用して開催された「日本橋まつり」に出展し、鳥取県の観光PR及び特産品の販売を行った。

(ア) 日時 平成29年4月9日(日) 午前10時から午後3時

(イ) 場所 日本橋橋詰の滝の広場(東京都中央区日本橋)

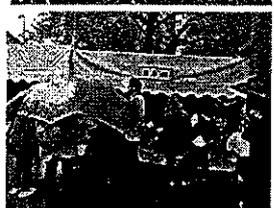
(ウ) 内容 観光PR(観光パンフ配付、カニスूप付きアンケート)

特産品販売(とっとり・おかやま新橋館の外販出店)

(エ) 実績・反響等

・雨天のため客足が伸びず、売上高は21,300円であった。

・日本橋三越の案内に応じて一昨年度から継続出展し、信頼関係の強化に結びついている。



## (2) フラワードリーム2017 in 東京ビッグサイトへの出展

国内のトップフラワーデザイナーの腕を競う「ジャパンカップ」を中心とした日本最大級のフラワー関連イベントの震災復興ブースで観光PRと特産品の販売を行った。

(ア) 期日 平成29年4月22日(土)、23日(日)

(イ) 場所 東京ビッグサイト 東2・3ホール  
(東京都江東区有明3-11-1)

(ウ) 内容 ・観光PR(観光パンフ配付、幸せの砂の瓶詰め体験)  
・特産品販売(とっとり・おかやま新橋館の外販出店)

(エ) 実績・反響等

- ・来場者数は約47,000人
- ・売上高は約160,000円
- ・鳥取砂丘、二十世紀梨の知名度は高いが、蟹の水揚げ量日本一や鬼太郎の故郷については知名度を上げる必要がある。



## (3) 多摩ニュータウンの量販店グリナード永山における物産展への出展

多摩ニュータウン及び周辺地域の居住者をターゲットに全国の特産品の販売、観光PRを目的とした「全国名産品うまいものめぐり」に出展し、鳥取県の特産品販売及び観光PRを実施した。

(ア) 期間 平成29年4月25日(火)から5月1日(月)

(イ) 場所 グリナード永山 2階正面入口広場(東京都多摩市永山1-4)

(ウ) 内容 鳥取県の特産品販売と観光パンフレットの配架

(エ) 実績・反響等

- ・期間中の売上高: 333,110円(1日平均約48,000円)
- ・高齢者の多い地域性を反映して、砂丘らっきょう、とうふちくわ等が売上げの上位となった。



## 3 物産に係る情報発信の取組について

### (1) 「とっとり・おかやま新橋館」の大型連休企画「ご当地バーガー食べ比べ」

家族連れの出出が多くなる大型連休期間中に、鳥取と岡山両県のご当地バーガー4種類を楽しめるイベントを開催し両県の魅力を発信した。

併せて、今年9月に宮城県で開催される全国規模の和牛の品評会「全国和牛能力共進会」で鳥取和牛が優秀な成績を収めることを期待して鳥取和牛のPRも実施した。

(ア) 期間 平成29年4月29日(土・祝)、30日(日)、

5月3日(水・祝)から6日(土)

(イ) 場所 とっとり・おかやま新橋館 2階 催事スペース

(東京都港区新橋1丁目11番7号 センタープレイス)

(ウ) 内容 ・鳥取と岡山両県の特産品を活かしたご当地バーガーの期間限定販売

・ゆるキャラとジャンケン大会

・鳥取、岡山両県にちなんだオリジナル缶バッジの作成 等

(エ) 実績・反響等

・イベント期間内販売個数

プレミアム鳥取和牛バーガー 129個

大山BLTバーガー 102個

・販売個数はプレミアム鳥取和牛バーガーが最も多く、鳥取和牛は美味しいとの評価を得た。

・鳥取和牛の認知度はまだまだ低いですが、今回は100名を超える来場者に対し知事が鳥取和牛のPRを行うなど効果的なイベントとなった。



とっとり・おかやま新橋館 東京都港区新橋1丁目11番7号 センタープレイス

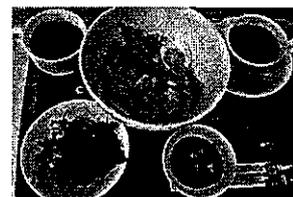
## (2) 「星取県」コラボ企画 美味しい星取キャンペーン

「星取県」首都圏メディア発表会に合わせ、とっとり・おかやま新橋館のレストラン「ビストロももてなし家」において鳥取県の食材を使った期間限定のパフェを中心としたイベント開催し、鳥取県の食材の美味しさ及び星空の美味しさを発信した。

- (ア) 期間 平成29年5月28日(日)から6月3日(土)
- (イ) 場所 とっとり・おかやま新橋館 2階 「ビストロももてなし家」  
(東京都港区新橋1丁目11番7号 センタープレイス)
- (ウ) 内容 ・白バラソフトクリームをベースに星形の倉吉市産プリンスメロンを盛り付けた「星もとろけるスターパフェ」の提供  
・ランチ、カフェメニューに星形食材で装飾  
・レストラン内を写真家の柄木孝志<sup>からきたかし</sup>氏の星空写真で装飾  
・鳥取県の星空で彩られたランチョンマット、星座のコースターでセッティング  
・5月、6月の鳥取県星座当てクイズで諏訪酒造「満天星」又は白バラミニソフトクリームをプレゼント

### (エ) 実績・反響等

- ・星もとろけるスターパフェ販売個数：39個
- ・「ソフトクリームとプリンスメロンの甘さが絶妙に絡み合って美味しい」、「星形の食材がちりばめられてかわいい」等、好評を得ていた。



## 4 移住定住に係る情報発信の取組について

### (1) 静岡大学でのUターン就職相談会

静岡大学において、鳥取県（ふるさと鳥取県定住機構）の主導の下、12県の連携により、中部圏の大学では初めてUターン就職相談会を実施した。

※静岡大学への県内からの進学者（過去4年間）：43名

- (ア) 期 日 平成29年5月25日(木)
- (イ) 場 所 静岡大学静岡キャンパス 大学会館3階ホール  
(静岡県静岡市駿河区大谷(おおや)836)

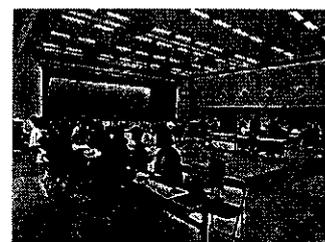
(ウ) 参加県 12県

### (エ) 実績・反響等

- ・参加者 学生59名(延71名)(うち鳥取県ブースへの来訪学生5名)
- ・中部の愛知県17名、岐阜県11名、長野県7名に次ぐ人数
- ・大学側も初めての試みであり、今後の来場者の増加も見込めることから継続に前向きであった。
- ・本県からの進学者が多い大学に対し、当該相談会の実施は効果的である。

(参考) 首都圏の大学でのUターン就職相談会の開催・参加状況。

平成28年度 5回(青山学院大、専修大、創価大、明治大、東海大)



## 5 今後の直近の情報発信の取組について

今後とも鳥取県の旬の特産品、特色のある観光素材、魅力的な移住定住や企業誘致等の情報発信について、積極的に展開していく。

- (1) らっきょう漬け方講習会(平成29年6月5日(月)、6日(火)、8日(木)、9日(金)開催予定)
- (2) すいかセレモニー・キャラバン(平成29年6月12日(月)から14日(水)開催予定)
- (3) 鳥取県にゆかりのある報道機関との懇談会(平成29年8月予定)
- (4) 鳥取県立東京ハローワーク(平成29年7月3日(月)開設予定)

# 名古屋における情報発信等について

平成29年6月12日

名古屋代表部

## 1 鳥取県の観光情報の発信

### ◆ 刈谷ハイウェイオアシスでのPR【実施済】

入場者数全国3位の遊園地としても紹介され、行楽客や地元の方々など多くの利用者で賑わう刈谷ハイウェイオアシスで夏の観光客誘客に向けて鳥取県の魅力をPRしました。

※年2回程度、定期的に刈谷ハイウェイオアシスで観光PRを行っています。

- ① 日程：6月10日(土)、11日(日)
- ② 場所：伊勢湾岸自動車道 刈谷ハイウェイオアシス(刈谷市) 広場 ※年間利用者数：約800万人
- ③ 主催：名古屋代表部、(公社)鳥取県観光連盟
- ④ 内容：トリピーによるPR、ミニイベントの実施、観光資料の配付などを行いました。

【前回：平成29年3月の様子】



## 2 食のみやこ鳥取県の情報発信

### ◆ 「砂丘らっきょうの漬け方講習会」の開催【実施済】

出荷の最盛期を迎えた「砂丘らっきょう」の漬け方講習会を開催しました。

J A鳥取いなばの生産者を講師に迎え、らっきょうの漬け方に加え、産地の状況など「砂丘らっきょう」の魅力も紹介することで、消費拡大につながりました。

- ① 日程等：6月2日(金) 名古屋市 東生涯学習センター(名古屋市東区)
- ② 主催：名古屋代表部、J A鳥取いなば
- ③ 受講者：50名(人気が高いことから、定員を昨年に比べ2倍にしました。)



## 3 今後の情報発信の予定

### ◆ 第4回夏山フェスタでのPR

名古屋で唯一の山岳関連総合イベントに若桜町、三朝町、大山町と共同して出展し、本県の山の魅力、観光地の魅力をPRします。

- ① 日程：6月17日(土)、18日(日)
- ② 場所：愛知県産業労働センター(ウインクあいち)(名古屋市中村区)
- ③ 参加者：名古屋代表部、(公社)鳥取県観光連盟、若桜町、三朝町、大山町
- ④ 内容：氷ノ山、三徳山、大山に関する資料、観光PR資料の配布などを行います。

### ◆ 高速道路サービスエリアガイドでのPR

東海地方から鳥取県へ観光する際の重要な手段となる「自動車」の利用者に向けて、鳥取県へのアクセス経路や観光地の魅力をPRします。

- ① 媒体名：高速道路サービスエリアガイド(7月号) ※B5サイズ1ページ
- ② 配布場所：名神高速道、北陸道のサービスエリアなど ※発行予定部数70万部
- ③ 期間：7月~9月
- ④ 内容：自動車利用の場合のアクセスルートを中心に、県内の観光地(鳥取砂丘)も紹介します。

